平成２４年（フ）第５９６２号
東京都大田区中央３丁目13―16―206
債務者　稲垣　英樹
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９６４号
東京都港区芝１丁目14―１―207
債務者　小山田成日
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９６７号
東京都墨田区東向島２丁目36―12―413　ＯＲＩＥＮＴ　ＮＯ．57
債務者　若月　智洋
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６４号
岡山市中区竹田129番地
債務者　南坂　純子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７１号
岡山市中区関295番地１　ＮＥＷフレンディＳＥＫＩ―203
債務者　松本　和成
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８１号
岡山市北区久米357番地１　サンハイツＫＵＭＥ―Ａ―102号、旧住所岡山市北区平野251番地１
債務者　青井　訓子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９６号
岡山市北区西古松西町１番10号　1407号
債務者　久村　　純
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０９号
岡山市中区平井７丁目30番18―２号　コーポ小林Ａ―202号
債務者　山崎　相志
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６号
熊本県八代市古城町2596番地５
債務者　川﨑　小波
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第８３号
沖縄県中頭郡北中城村字島袋349番地１　オアシスカーマⅡ305号室
債務者　仲村エミリ
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第８７号
沖縄県宜野湾市字宇地泊904番地　Ｖｉｅｗ　Ｔｅｒａｃｅ　ｎ・ｓ―202号
債務者　宮城リチャード
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第８８号
沖縄県うるま市与那城照間236番地１　シークレスト202号
債務者　森根　　梢（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１０３号
沖縄県沖縄市泡瀬１丁目16番10号　コーポ泡瀬201号
債務者　安里　　満
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第５８８４号
千葉県市原市八幡2029　サクラＫ11、住民票上の住所福島県石川郡平田村大字上蓬田字切山51　切山第二団地12
債務者　水野　正道
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９３７号
東京都杉並区成田東１丁目27―14―205
債務者　渡會　　博
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９４９号
東京都杉並区高円寺北２丁目14―25―201
債務者　末永　　薫（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部